

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	総務管理課	検索番号	
法令名	愛媛県庁舎管理規則	根拠条項	第7条第1項	
許認可等	行為の許可			
(根拠規定)				
第7条 庁舎内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、庁舎管理責任者の許可を受けなければならない。ただし、庁舎管理責任者が特にその必要がないと認めた場合は、この限りでない。				
(1) 物品の販売、宣伝、契約の仲介又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。				
(2) 旗、のぼり、懸垂幕、宣伝ビラ、広告物その他これらに類する物を掲揚し、又は掲示すること。				
(3) 講演、演劇その他の催し又は行事を行うこと。				
(4) テントその他の施設を設置すること。				
(許認可等の基準)				
愛媛県庁舎管理規則第7条(行為の許可)に関する事務取扱いについて (平成8年3月15日付け管第163号総務部長通知)				
庁舎管理責任者は、庁舎管理規則第7条第1項各号の一に該当する行為の許可の申請があった場合において、次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可するものとする。				
(1) 庁舎本来の行政目的に反するおそれのある行為。				
(2) 庁舎の円滑な使用に支障を及ぼすおそれのある行為。				
(3) 公務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある行為。				
(4) 庁舎の秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある行為。				
(5) 庁舎の安全の保持上、支障を及ぼすおそれのある行為。				
(その他)				